

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉内点検において、蒸気乾燥器支持ブラケット(外周184° 設置)上部に蒸気乾燥器耐震用ブロックとの接触によるものと推定される軽微な損傷(割れ)が認められたため、当該支持ブラケット以外(外周4°、94°、274° の3ヶ所)の部位について点検・調査。	G II	
2	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系再循環ポンプシール水入口弁の開閉操作スイッチを自動から開とした際、弁の動作不良(開閉状態表示及び弁が閉状態のまま)が認められたため、当該弁を点検。	G III	
3	その他	電源設備パトロールにおいて、事務本館厚生棟喫茶室厨房の電源コンセント及び音響用プラグ受けの取付状態にずれが認められたため、当該設備の手直しを実施。	対象外	